

## 2部:よくある質問(FAQ)

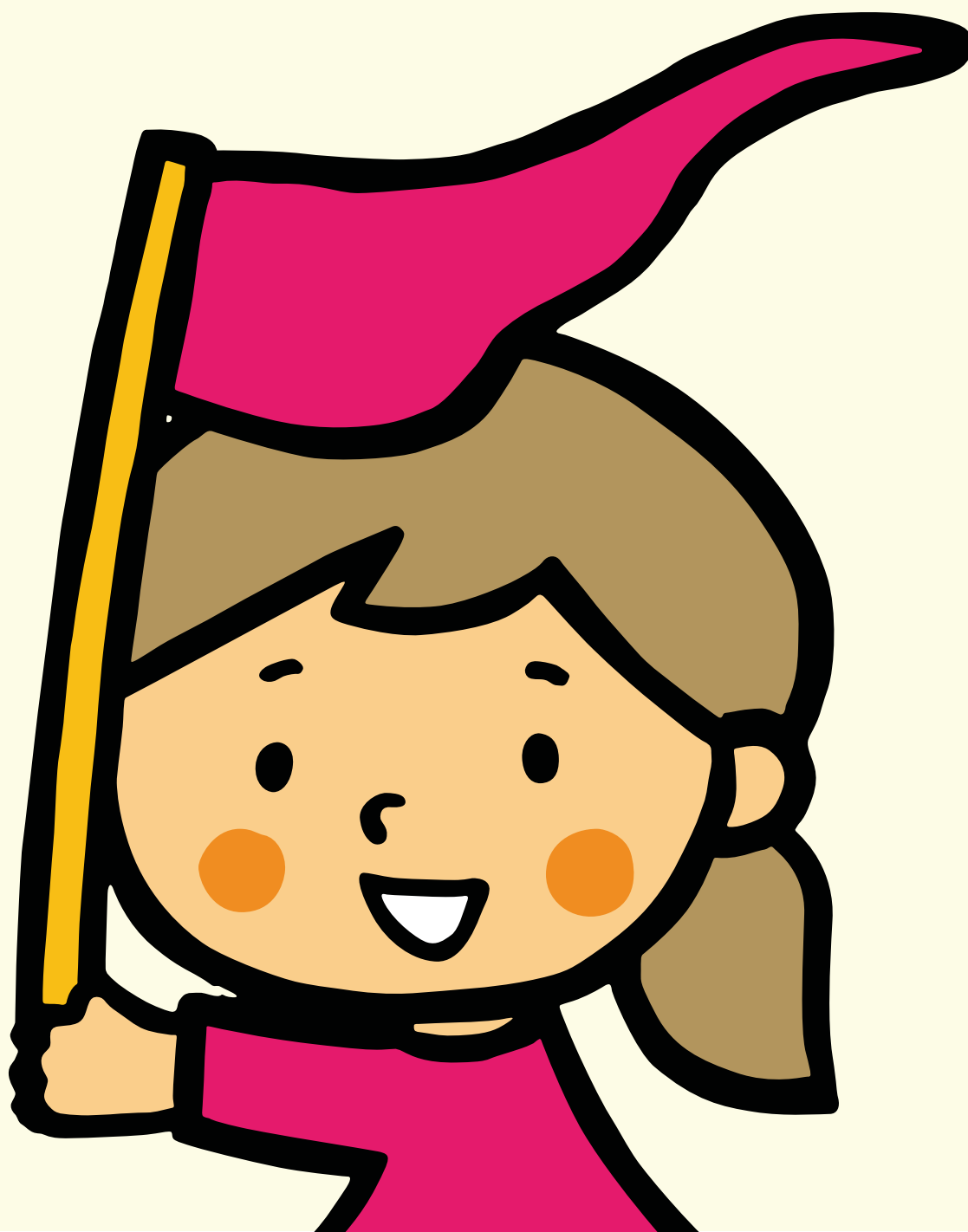
子ども・子育て支援新制度について、  
皆さまからよく寄せられる質問とその回答を紹介します。

その他のFAQや回答にある法令・通知等は、子ども・子育て本部のホームページに掲載しています。



FAQ:<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/index.html>

法令・通知等:<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>



## 幼稚園 に関すること

**Q1** 利用者の希望・選択が尊重される仕組みになるのですか。共働き家庭は幼稚園が利用できなくなるのでしょうか。

**Q2** 子ども・子育て支援新制度への移行は、いつでも選択できるのでしょうか。

P.32

**Q3** いったん施設型給付を受ける施設として確認を受けた幼稚園が、その後、確認を辞退することはできますか。

**Q4** 応諾義務との関係で、選考はどのような場合に認められるのですか。また、受け入れを拒否することができる「正当な理由」に該当するのはどのようなケースがあるのでしょうか。

**Q5** 幼稚園や幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、幼稚園の廃止の認可を受けることが必要でしょうか。

P.33

**Q6** 幼稚園等の認定こども園への移行の意向は尊重されるのですか。人口減少地域でも移行できるのでしょうか。

**Q7** 幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園の違いはなんですか。

P.34

**Q8** 幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。

P.35

**Q9** 新制度に移行した私立幼稚園での預かり保育はできなくなるのですか。

**Q10** 幼稚園での3歳未満児の受け入れについてはどのような扱いとなりますか。

**Q11** 施設型給付を受ける私立幼稚園に対する国の私学助成の取扱いはどうなるのでしょうか。

P.36

**Q12** 新制度に入って施設型給付を受ける場合であっても、これまでどおりの建学の精神に基づく特色ある幼児教育を行うことはできますか。教育内容に制約を受けることはありますか。

**Q13** 各私立幼稚園において、学校教育法体系に基づき学則(園則)を定めていますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第20条の運営規程も別途整備しなければならないのでしょうか。

P.37

**Q14** 定員弾力化措置のルールがある保育所と異なり、私立幼稚園の中には、認可定員を大幅に超えた受け入れを行っている施設がありますが、私立幼稚園の定員超過についても、保育所と同様に取り扱われるのですか。

## 保育所 に関すること

**Q15** 保育短時間認定の子どもの受け入れについて、保護者の個々の就労実態に対応して8時間受け入れることが必要でしょうか。それとも、保育短時間児の保育時間を園として一律に設定してよいのでしょうか。また、延長保育との関係はどうなるのでしょうか。

**Q16** 保育短時間認定の子どもの保育時間については、施設で定めることとされていますが、その設定の仕方として、子どもの生活リズムや経験活動の保障、保護者の多様な就労時間への対応などの観点から、短時間認定に係る保育時間の中に6~7時間程度の基幹となる時間を設け、その前後1~2時間を個別に対応する形で設定することは可能でしょうか。

**Q17** ①例えば1日8時間・1か月14日勤務の場合のように、1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となりますが、勤務日によっては8時間を超えて施設を利用せざるを得ない場合、延長保育料が発生することになるのでしょうか。保育標準時間認定を受けることは可能でしょうか。

②また、例えば1日の就労時間は5時間ですが勤務時間帯が午後1時から6時までのため、保育の利用時間は8時間未満であるものの、施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯(例えば午前9時~午後5時)を超えて施設を利用せざるを得ない場合はどうでしょうか。

③その他、1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となるが、シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を必要とする時間帯がまちまちな場合はどうでしょうか。

**Q18** 保育所や認定こども園に対する施設整備費補助はどうなるのですか。また、公定価格における減価償却費加算との関係はどうなるのでしょうか。

**Q19** 幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園との違いはなんですか。

**Q20** 保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合、必ずしも1号定員を設定しなくてもよいと聞きましたが、本当ですか。認定こども園であるにもかかわらず、1号定員の設定を必須としないのは何故なのでしょう。

**Q21** 保育所型であっても、認定こども園になった場合には、保育を必要とする子どもについても直接契約となるのですか。

## 認定こども園 に関すること

**Q22** 幼稚園型認定こども園については、2号認定を設定することは必要ですか。

**Q23** 認定こども園は3歳未満児を受け入れなければならないのですか。

**Q24** 認定こども園は土曜や長期休業期間も全て開園する義務があるのですか。また、毎日11時間開所しなければならないのでしょうか。

**Q25** 幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで学級を分けることは可能ですか。また、異年齢の3～5歳を1クラスにすることは可能ですか。

**Q26** 認定こども園においては、保育認定子どもを選考し、直接契約することができなくなるのですか。

**Q27** 認定こども園において給食の実施は義務づけられるのですか。

**Q28** 認定こども園へ移行するために必要となる施設整備の支援にはどのようなものがありますか。

P.41

P.42

## 小規模保育 に関すること

**Q29** 小規模保育事業においては、給食は自園で調理することが原則であると聞きましたが、弁当持参や外部搬入は一切認められないのですか。

**Q30** 小規模保育事業においては、連携施設を設けることが必要であると聞きましたが、連携施設の役割はどのようなものなのでしょうか。

**Q31** 連携施設は1か所にする必要がありますか。複数の施設を連携施設として設定することは可能ですか。また、連携施設側が、複数の小規模保育事業の連携施設となることは可能ですか。

**Q32** 小規模保育事業や家庭的保育事業において、連携施設を設定できない場合でも認可を受けることはできますか。

**Q33** 小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児とされているのは何故ですか。また、3歳以上児の受け入れが認められるのはどのような場合ですか。

P.43

P.44

## 家庭的保育 に関すること

**Q34** 家庭的保育を行う保育者や家庭的保育補助者に求められる資格はどのようなものですか。

**Q35** 家庭的保育における食事は、弁当持参は認められますか。自園調理を行わなければならないとすれば、保育者の負担が重くなるのが懸念されますが、保育者とは別に調理員を置けるのでしょうか。

P.44

P.45

## 事業所内保育 に関すること

**Q36** 事業所内保育所が新制度の給付対象事業となるためには、どのような要件を満たすことが必要ですか。

**Q37** 複数の企業が合同で設置する事業所内保育所も、新制度に基づく地域型保育給付の対象となりますか。

**Q38** 事業所内保育所が新制度の給付対象事業となった場合、従業員の子どもも含め、給付の対象になるのでしょうか。また、従業員の子どものための給付と地域の子どものための給付ではその水準に差が設けられるのでしょうか。

**Q39** 従業員の子どもの保育料を、地域の子どもの保育料よりも安く設定することは認められますか。

**Q40** 年度途中で従業員の子どもの保育利用の希望があった場合であって、従業員枠が既に埋まっているような場合、地域枠を活用するなどして受け入れることはできますか。

**Q41** 事業所内保育所を従業員枠で利用する子どもに対する給付は、どこから受けられるのでしょうか。子どもが居住する市町村からでしょうか、それとも事業所内保育所が所在する市町村からでしょうか。

**Q42** 事業所内保育事業の従業員枠を利用する子どもについても、保育認定を受ける必要がありますか。また、保育認定を受けることができない程度の短時間勤務従業員の子どもの従業員枠を利用することは可能でしょうか。

**Q43** 事業所内保育事業の従業員枠を利用する子どもも、利用調整の対象となるのでしょうか。

P.45

P.46

P.47

P.48

## 居宅訪問型保育 に関すること

**Q44** 新制度に基づく給付の対象となる居宅訪問型保育事業の認可基準はどのような内容でしょうか。また、居宅訪問型保育事業の利用が認められるのはどのような場合ですか。保育認定を受ければ利用可能ですか。

**Q45** 居宅訪問型保育事業の場合、定員設定をどのように行うのでしょうか。

P.48

## 一時預かり事業 に関すること

**Q46** 職員の配置については、幼稚園の学級を担任している教員とは別に専任の職員を配置する必要がありますでしょうか。学級の定員に余裕があり、配置基準を満たす場合は、学級担任があわせて担当することは可能でしょうか。

P.48